

石巻市マンガクリエイター家賃等補助金交付要綱の一部を改正する告示

改 正	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 転入者 <u>石巻市内に居住し本市で活動することを希望するマンガクリエイター</u>であって、本市から転出後、1年以上経過し、再び本市に転入したもの又は本市以外から本市に転入したもののうち、本市に転入して1年未満のもの</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(交付対象期間)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 転入者 <u>補助申請の時点で満年齢40以下のマンガクリエイター</u>であって、本市から転出後、1年以上経過し、再び本市に転入したもの又は本市以外から本市に転入したもののうち、本市に転入して1年未満のもの</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(交付対象期間)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 補助対象者の年齢が申請後において満年齢41に到達した場合における補助金の交付は、満年齢41に到達した月の属する年度末までを交付対象期間とする。</u></p>